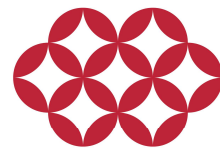


令和8年度

# 老朽危険空き家の 解体補助金



幸せになろう。  
松山市  
MATSUYAMA CITY

## 補助金額

【島しょ部】

上限100万円 上限160万円

※どちらも、家財道具、庭木等の処分費を除く「解体工事費（税抜き）」の5分の4

事前相談	申請受付期間		
5月1日（金）～1月12日（火）	第1期 （募集枠 2,400万円）	第2期 （募集枠 1,200万円）	【予定】第3期 （募集枠 未定）
	6月1日（月）～ 6月30日（火） ※危険度順	8月3日（月）～ 募集枠まで ※先着順	未定

## 補助対象の条件等

対象空き家	<ul style="list-style-type: none"><li>① 松山市内にある空き家（住宅が対象）</li><li>② 松山市が行う不良度判定で100点以上のもの</li><li>③ 建築物が立ち並んでいる道等の沿道に位置する空き家</li><li>④ 倒壊すれば、敷地と道の境界を越え災害時の避難等に支障をきたすおそれがある空き家</li><li>⑤ 今回の解体について他の補助金を受けていない（受ける予定がない）空き家</li><li>⑥ 公共工事の補償の対象となっていない空き家</li></ul>
対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>① 空き家所有者として、<u>建物の「登記事項証明書」</u>若しくは「固定資産公課証明書」に記載されている<u>個人又はその法定相続人</u>など</li><li>② 松山市税を滞納していない者</li><li>③ 暴力団員等ではない者</li><li>④ 空家法第22条第3項による「命令」を受けていない者</li></ul>
対象工事	<ul style="list-style-type: none"><li>① 空き家の全部を解体する工事（一部を解体する工事は対象となりません）</li><li>② 補助金交付決定後に契約を行う解体工事（<u>決定前に契約した工事は対象となりません</u>）</li><li>③ 建設業法の許可又は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の登録を受けた、<u>松山市内</u>に住所を有する個人事業者又は事業所を有する法人が行う工事</li><li>④ 期限までに実績報告書の提出ができる解体工事</li></ul>

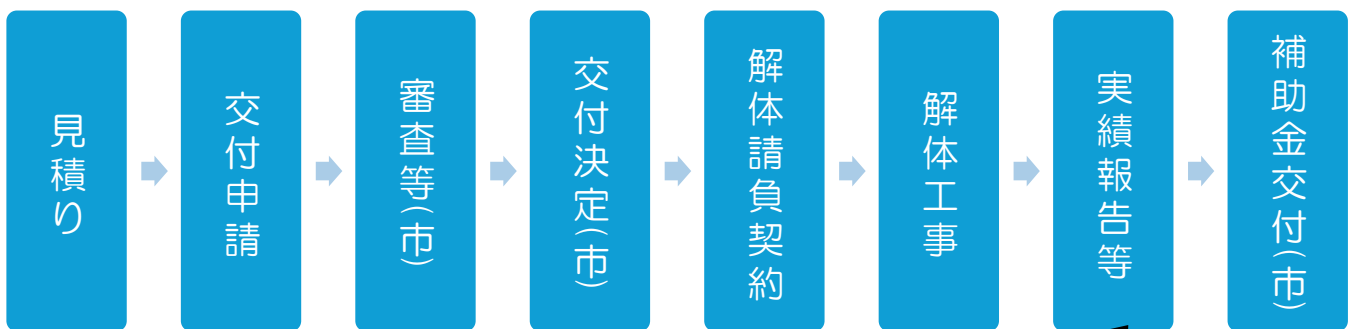
## 申請に必要な書類

※各様式はホームページでダウンロード可能です

- ① 補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 申請者の住民票の写し等(コピー不可)
- ③ 補助対象空き家の外観写真及び位置図(併用住宅の場合は、内部写真や平面図等も必要)
- ④ 建物の登記事項証明書または固定資産公課証明書等(コピー不可)
- ⑤ 見積書の写し(施工業者印付。内訳書含む。)
- ⑥ 確約書(様式第2号)
- ⑦ 松山市税の完納証明書(コピー不可)
- ⑧ 銀行等口座番号確認書
- ⑨ 所有者の法定相続人であることを証明する戸籍等(コピー不可)
- ⑩ 申請者が補助金の手続きを他の者に委任する場合は委任状(様式第3号)
- ⑪ その他(その他市長が認める書類)

※松山市役所本館7階の住宅課にご提出ください。(支所等への提出や郵送は不可)

## 【本申請手続きの流れ】



**令和9年1月29日(金)まで(必着)に**

**実績報告の提出が必要です。**

## ◆注意事項◆

- 第1期の受付期間内に募集枠を超えた場合は、松山市が行う不良度判定の「危険度が高いものから優先」して補助金の交付を決定します。
- 第2期は先着順で補助金の交付を決定します。(予算額に達し次第終了します。)
- 固定資産税の住宅用地特例措置の適用を受けている場合は、空き家を解体することで除外されます。(土地の固定資産税の額が増えることがあります。)

## 【お問い合わせ】

松山市役所 開発建築部 住宅課 空き家対策担当 (松山市役所 本館7階)

[電話] 089-948-6787・6934 [E-mail] [juutaku@city.matsuyama.ehime.jp](mailto:juutaku@city.matsuyama.ehime.jp)

